

平成20年2定文教常任委員会

行田委員

総論的な話は分かりました。

教育委員会では様々な調査を市町村の教育委員会等に対して行っておりますが、具体的にどのような調査を行っているのでしょうか。また、学校現場を救うために、教員の勤務実態についての検討会を立ち上げ、調査結果を参考に年度末に向けてまとめるという説明が先般の委員会でありましたが、その後の活動状況はどのようなになっているのでしょうか。

教職員課長

委員御指摘のとおり、教員の勤務実態にかかわる検討会を立ち上げたことを9月の委員会で答弁させていただきました。それ以降、10月、11月、12月及び本年1月に検討会を開催し、2月には各課の課長レベルの検討会を開催し、検討報告書の素案をまとめているという状況でございます。そして、年度末までには、報告書を教育委員会へ提出したいと考えております。

県教育委員会が実施する調査につきましては、調査自体が多過ぎるのではないかとという指摘もございますが、平成18年度中に行った調査は全部で326件ございました。そのうち、毎年定例的に行う調査は284件あり、これらの調査につきましては、見直しができないのかということをお各課に投げ掛けており、来年度に向けて何らかの見直しを行いたいと考えております。しかし、284件の調査のうち、国等から依頼を受けた55件の調査、県の統計課等から依頼を受けた41件の調査につきましては、見直しは困難であると考えております。

行田委員

報告書をまとめるのが3月末であるということは分かりましたが、問題はその後どのようなアクションをとるかということだと思います。このことについて、私は何度も言わせていただいておりますが、電光石火で早く手を打ってください。既に死人が出ており、親が提訴すると言っています。調査や報告書の作成など、いつまでもやっている場合ではありませんので、できる限り早い手を打ってください。

国でも、学校現場を教師が教師らしく活躍できる場にしていかなければならないということで、スクールソーシャルワーカーを派遣する制度を昨年度に設け、これを来年度予算に盛り込んでおりますが、この制度の目的や内容について伺いたいと思います。

子ども教育支援課児童生徒指導室長

スクールソーシャルワーカーの事業は、総予算15億3,800万円余を計上した国庫10分の10の提案型の委託事業でございます。

事業の趣旨といたしましては、いじめ、暴力行為、不登校、児童虐待等の問題行動の背景には児童・生徒の置かれた様々な環境の問題が複雑に絡み合っており、その解決のためには、児童・生徒の置かれている様々な環境に着目した働き掛けができる人材、学校内あるいは学校の枠を超えて関係機関等との連携・調整を行うコーディネーター的存在が教育現場で求められているとしております。具体的には、教育分野に関する知識に加え、社会福祉等の専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを活用することで、問題を抱えた児童・生徒に対し、その児童・生徒が置かれた環境に働き掛

け、関係機関等とのネットワークを活用するなど、多様な支援方法を用いて、課題解決への対応を図っていく事業でございます。

行田委員

今の答弁によりますと、国が学校現場をサポートし、先生にサポーターを付けるという認識だと思うのですが、この辺はいかがでしょうか。

子ども教育支援課児童生徒指導室長

委員お話しのとおり、学校の先生だけでは対応が難しい事案が増えてきているという状況の中で、このような制度が創設されたと承知しております。

行田委員

この事業は国の来年度予算に盛り込まれていますが、本県ではどのような対応をするのでしょうか。

子ども教育支援課児童生徒指導室長

本県では、786万円の予算を本定例会に提案させていただいております。

行田委員

15億円の予算で全国の141地域をサポートすることになっていますが、本県の予算は全体から見れば少ないと思うのですが、予算の配分はどのようになっているのでしょうか。

子ども教育支援課児童生徒指導室長

この事業の文部科学省からの情報提供は12月21日で、その段階で初めて国がこの事業を実施するということが分かりました。

通常、国の新規事業に対する県の手続として、9月の概算要求時に文部科学省の担当者から来年度の予算の大まかな状況を説明していただいております。今年度は9月21日に説明がありましたが、そこでは特に話がなく、今申し上げました12月21日に初めて話がありました。県では、その段階で予算編成手続がかなり進んでおり、十分な議論をしない中で予算を確保するという大変厳しい状況にありました。また、子どもと親の相談員配置事業につきましては、これまでは10分の10の事業でしたが、これを3分の1の国庫補助にするという話があり、これらの事業の予算編成を12月末に検討し、来年度につきましては、子どもと親の相談員配置事業の予算786万円の枠をスクールソーシャルワーカーの事業に組み替えさせていただきました。

行田委員

予算の資料をすべて見ましたが、スクールソーシャルワーカーの事業は無かったように思うのですが。

子ども教育支援課児童生徒指導室長

文教常任委員会資料の6ページに、不登校・いじめ・暴力行為への対応の表に、生徒指導対策事業があり、その中で、本県では社会福祉援助技術者ということで、スクールソーシャルワーカーの配置に係る予算措置をさせていただいております。

行田委員

学校現場を救わなければいけないという状況の中、国では財源が確保できたことから、12月21日に話が来たということだと思います。県の事情もあるとは思いますが、学校現場を救うことが一番大事であり、県教育委員会の論理でこれを受け入れるかどうかということではなく、緊急であっても必ず受け入れなければいけないのではないのでしょうか。緊急で国が措置してきた事業に対し手続をとった例は他にありませんか。

子ども教育支援課児童生徒指導室長

生徒指導関係の予算については、今回の幾つかの国からの提案がありましたが、通常の手続の流れの中では、ある程度事前に話があるという状況が多いものと承知しております。

行田委員

そういうことを聞いているのではありません。学校現場は大変な状況にあり、このような状況の中で、9月に話がなかったから予算に入れないということになっているのではないかということなのです。

教育財務課長

県の予算方針としましては、県の事業の中であればかなりの部分で調整は可能となり、できる限り対応いたしますが、こうした事業の場合には関係市町村の状況を十分把握した上で予算要求することになります。なお、教育委員会で緊急対応した例は承知しておりません。

行田委員

今の答弁では、県の都合があるので、緊急で国が提案しても対応はできないというように聞こえますが、この話は置いておきます。

スクールソーシャルワーカーのための約800万円の予算は、具体的にどの地域でどのような使い方をするのでしょうか。検討した上で予算に盛り込んでいることと思いますので、お聞かせいただきたいと思います。

子ども教育支援課児童生徒指導室長

この事業は提案型の事業であり、最終的には国に申請し、国の決定が来た段階で内容が確定しますことから、計画段階の内容を説明させていただきますと、18地域、18校等にスクールソーシャルワーカーを配置したいと考えております。併せて、県にそのスクールソーシャルワーカーを指導するスーパーバイザーを1人配置し、その方の指導の下、各地域で事業を展開したいと考えております。どこに配置するかということは今後の検討課題になりますが、地域バランス、生徒数等を勘案しながら、各市町村の要望等も踏まえた上での決定になると考えております。

行田委員

国からお金を渡すと言ってきても、事業を実施するかどうか分からないことを、国に申請することはありません。12月21日に事前に国から話があり、教育委員会は市町村に希望を聞くという作業が当然あり、その後に国に話をすることになると思いますが、その辺の手続はどのようになっているのでしょうか。

子ども教育支援課児童生徒指導室長

国からは12月21日にメールで連絡があり、その日に政令市及び中核市には直接連絡し、他の市町村につきましては、教育事務所を通して連絡させていただきました。

意向確認につきましては、この段階では県として予算獲得のめどがつかず、単純に市町村に希望を聞くことができない状況でございましたので、その時点では情報提供にとどめております。なお、21日のメールには、当事業は新規事業であることから、質問があれば受け付けるという内容もございました。

メールに記載された締切日は連休3日を挟んだ12月25日となっておりますことから、急な提案であり、現時点での導入は難しいという意見を国に申し上げ、10分の10の国庫の委託事業にしてもらえないかというお願いを12月25日にさせていただいております。そして、年明けに、おおむねめどがついた時点で市町村に具体的な情報提供をさせていただきます。

行田委員

市町村からの回答は、いつ、どのくらいあり、内容はどのようなものでしたか。

子ども教育支援課児童生徒指導室長

横浜市及び川崎市については事業を実施する予定でございます。また、6教育事務所管内につきましては、具体的な市町村名は把握しておりませんが、湘南三浦教育事務所及び高相教育事務所管内では3箇所、足柄上教育事務所及び足柄下教育事務所では2箇所程度ということで調整しております。

行田委員

回答はいつ来たのでしょうか。12月に国から話に来て、各市町村に意向を確認していますが、これがまとまったのはいつでしょうか。

子ども教育支援課児童生徒指導室長

1月15日の段階で、県としておおむね786万円の予算が確保できるというめどがつかまりましたので、15日の午後に4市6教育事務所の担当者に、予算も含めて説明しました。そして、市町村の予算編成を踏まえ、おおむね18箇所でのスクールソーシャルワーカーの配置を決めさせていただきました。

行田委員

今の話は内容がずれてきます。国は10分の10で全額お金をくれると言っているわけです。141地域ですと、1地域当たり約1,000万円です。786万円という金額は県の論理であり、県教育委員会の中でのお金の話です。今の話では、答弁にずれがありますが、どうなのでしょう。

子ども教育支援課児童生徒指導室長

10分の10の国からの委託事業ですが、県で予算措置をしなければ受け入れることができません。これが2月定例会で御議論いただいている枠のことであり、この枠が無ければ国から3,000万円、5,000万円という話がありましても、これらを受け入れることは困難となります。ちなみに、県の知事査定は1月11日に終わっており、横浜市では12月20日から27日までが市長査定であり、他の市町村につきましても、12月末まででなければ予算に組み入れることは難しいということで、1月に話があれば、各市町村とも補正対応にならざるを得ないという状況です。

行田委員

12月21日に国から学校の現場をサポートするためのお金の話があり、手続がいろいろ大変だという理由で、今回の予算には間に合わないということです。これは市町村の都合もあると思いますが、本当に市町村は手続が間に合わないから要らないと言ったのでしょうか。そのようには到底思えないのですが、いかがでしょうか。

子ども教育支援課児童生徒指導室長

新規事業を市町村で実施する場合の予算手続の期限について、幾つかの市町村に問い合わせましたところ、川崎市を除き12月中であれば間に合うという連絡をいただいておりますが、市町村も県も間に合わず、次年度の補正予算での対応になるのではないかと考えております。

行田委員

各市町村では補正予算を組みたいと言っているのでしょうか。

子ども教育支援課児童生徒指導室長

県のように、既に確保しておりました子どもと親の相談員の事業予算を組み替えるという形で実施できる市町村もあり、そういったことができなければ補正予算で対応する市町村もあるのではないかと考えております。

行田委員

申込締切日はいつだったのでしょうか。

子ども教育支援課児童生徒指導室長

具体的には、いつまでに申し込みなさいということではなく、各教育事務所管内で割り振りをさせていただき、箇所等を調整していただいております。国に対しましては、県としての全体額を2月22日に申請しております。

行田委員

2月22日のタイミングで申請をしなければ、おそらく国は相手にしないと思います。答弁によれば、ほとんどの市町村は態度保留であり、お金はもともと準備されているが、県の都合で使うことができないということなののでしょうか。県の都合で国からはもらわなくていいという意思表示にも見て取れるのですが、いかがでしょうか。

子ども教育支援課児童生徒指導室長

2月に入り、当初予算で無理だった場合には、補正予算で希望するかどうかということについて市町村に話をさせていただきました。その中で希望があったのは川崎市でしたが、それ以外の市町村につきましては、補正対応になった場合でも希望はしないと聞いております。

行田委員

川崎市の名前がはじめて出てきましたが、実は私もこの件について独自に調べさせていただき、ほとんどの自治体はこの話を聞いておりません。具体的にどのような質問をしたのか教えてもらえますか。

子ども教育支援課児童生徒指導室長

各市町村に対しましては、2月に入り、補正予算があった場合の対応について、4市については直接、6教育事務所管内については6教育事務所を通じてその意向を聞いております。

行田委員

現在、意向確認をしているということだと思います。何回も言いますが、お金をあげますと言われ、うちにはうちの都合があるから要らないという話ですが、他の都道府県はどのような状況なのでしょうか。

子ども教育支援課児童生徒指導室長

全県の状況は把握しておりませんが、幾つかの都道府県に聞いたところによりますと、かなりの金額を要求しているという話も聞いております。東京都の場合には、本県同様、子どもと親の相談員の事業を組み替えているということも聞いております。また、補正予算により対応する都道府県もあるということも文部科学省より聞いております。

行田委員

私だけではなくここに座っている委員の方々は県民の代表としてここにいるわけであり、県民の声なき声を毎日のように聞いており、だからこそ学校現場の先生を何としても救わなければいけないと思っています。そういった中で、先ほどから補正予算の話が出ておりますが、国が本当に補正予算で対応するかどうかは全然分からず、141地域で15億円の予算を初回の申込みで使ってしまったら、これには対応することができないのではないのでしょうか。その辺のところはどのようにお考えでしょうか。

子ども教育支援課児童生徒指導室長

補正対応につきましては、川崎市が補正対応ということで手を挙げるという話を聞いており、2月22日の段階で文部科学省には、川崎市のような補正で対応する部分への配慮について話をさせていただいております。

行田委員

私が聞いたところによれば、各都道府県はこの取組に積極的であり、47都道府県のうち44都道府県では是非導入したいということで、2月22日の締切りに間に合っており、三つの自治体だけは検討中となっております。本県がどちらかと言うと、川崎市が手を挙げているおかげで導入したいという自治体に入っています。このような状況の中、本県の市町村はこの事業に対して決して積極的ではないというとらえ方をしています。話を蒸し返して恐縮ですが、12月21日に国から話を受け、緊急には対応できないことから補正予算で対応することになっても、国が対応してくれないかもしれません。

予算を所管する教育財務課長から改めて御答弁いただきたいのですが、この事業について、いつどのような話を知りましたか。

教育財務課長

12月20日の段階で国の新規予算が付いたという話を所管課から聞いており、この事業以外にも、スクールカウンセラーの関係予算が減額になるなどの話も同時に来ており、これらを含めてどのような対応をするかということになりました。

行田委員

12月21日に他の事業も含めてこの事業の話が国から来たが、いろいろな事情から予算には組み込めず、市町村の意向を確認しているうちに時間が経ってしまったということだと思いますが、どこの都道府県でも学校現場は大変な状況になっており、何とかしなければいけないことから、ほとんどの都道府県は国に予算を要求しております。

本県では、補正予算の話をちらつかせながら市町村の意向を確認している状況だと思いますが、国の予算が他の都道府県の方で一杯になり、タイミングが悪く、結局予算がないということになるのではないのでしょうか。

教育財務課長

良い事業は極力国に要求し、県でも担当部局と相談の上、これまで補正対応を行ってきたと思いますので、市町村の要望等が多いということであれば、国に対しいろいろな形で働き掛け、予算枠を確保すべきだと考えております。

行田委員

今の答弁では、市町村から要望等があれば検討するが、国から言って来ただけでは検討しないということになるのでしょうか。

教育財務課長

この事業は県としても実際に取り組む事業であり、当然良い事業であると考えておりますが、事業の中身には県が取り組む部分と市町村が取り組む部分がございますことから、担当課による調整が国の定める期限までに行うことができなかったという状況がございます。しかし、このまま放っておくということではなく、市町村の事情を十分にお聞きしながら、必要に応じて国に要望しつつ、県としても予算を確保するという形が一つの方法ではないかと考えております。

行田委員

先ほどの教育長の答弁の中に現場主義という言葉が出てきました。先日の一般質問でも、自民党の森議員の再質問の中で現場主義という言葉が出てまいりましたが、現場主義とは一体何なのでしょう。現場の人たちが困っているから、その人たちの考えや立場に立って取り組むということだと思うのですが、答弁を聞いておられますと、形だけを整えて、結局現場のためになるような事は何も無いということではないのでしょうか。

子ども教育支援課児童生徒指導室長

先週の金曜日に文部科学省にお邪魔し、各自治体の応募状況も聞いております。その際、補正等の対応や川崎市の意向を伝え、何らかの配慮をいただきたいという話はさせていただいております。また、政令市に直に委託という形であれば、県の予算の枠組を超えて実施できる可能性もありますので、こういった話もさせていただいております。

行田委員

私から提案をさせていただきます。教育局長から昨日説明がありましたが、行政システム改革の取組の中で、教育委員会の情報公開の徹底ということが位置付けられております。将来議案となる予定の未成熟な段階の案件についても、定例会等で公開していくということも書いてあります。

本当に現場は困っており、何とかしてほしいという悲鳴の声が政府のこういった事業に反映されています。しかしながら、県には県の都合があるからということになってし

まっています。今後は、案件はすぐに情報公開し、どのような措置を行うかをルールで決めていただけないでしょうか。

15 億円という国の予算を人口比で考えましても、神奈川県は 700 万円や 800 万円という金額ではないはずです。本県は不登校が全国一です。それゆえ、学校では苦しんでいる先生はたくさんおります。皆さんの都合で勝手に事業をやめられては困ります。答弁をお願いします。

教育長

予算編成の関係でのお尋ねがありました。国庫補助の関係となりますと、これまで私どもが積み上げてきたものが途中でがらりと変わるということもございまして、特に今回の件につきましては、非常に押し詰まった段階での話ということもあり、全体の予算をどのような形で組んでいけばいいのかということも含めて、スクールカウンセラーの補助金をカットするという措置がなされました。

スクールソーシャルワーカーという新規事業が出てまいりましたが、本来であれば、このような新しい事業は、事業の中身を国に示していただき、市町村の意向を確認し、しっかり積み上げた上で予算に反映させるという形になります。しかしながら、市町村の予算編成も相当進んでいる段階で、要綱等は後で出てまいりましたが、内容がそれほど明確になっていないという状況の中で、こういった仕組みが年の暮れの押し詰まった段階に出てまいりました。私どももこの事業を何とか形にできないだろうか、今まで行っていた事業の補助金額が縮小されてしまうということであれば、従前の減少した部分を新しい事業でうまく補うことができないだろうか、いろいろと工夫をさせていただきました。そして、市町村からの意向も伺ってまいりましたが、切羽詰まった段階で情報収集を行っても、市町村からの意向は明確には上がってこなかったということが実態でございました。事業の内容が次第に明らかになるにつれ、もう少し活用ができなかったのかということになります。私どもとしては、何とかやりくりをして、786 万円という予算を生み出してまいりました。

事業の内容等が明確になってまいりましたので、今後は市町村の意向等も踏まえながら、どのような形で今後取り組んでいくのかについてしっかり検討してまいりたいと思っております。いずれにしても、このような情報は必ず市町村へ伝えており、私どもの所でやめてしまうようなことはございません。原則的には市町村といろいろ調整をさせていただきながら、予算編成をさせていただいております。

行田委員

要は都合であり、それはそれで分からないでもありません。事業の何が減って何が増えたということも説明していただき、国から話があってもそのお金のすべてを使えるわけではないということも説明していただきました。良い事業であっても地方自治体の都合によってそれが使えない、国の話は有り難いが、県としては使えないということだと思えます。

私は、保護者と学校と地域を含めた学校支援に対して、県の教育委員会として真正面から取り組んでいくべきだということを申し上げたかったのです。小島議員の一般質問に対する、個別の問題に対しては個別に対処していくという答弁は理解しますが、教育委員会としては、現場の学校の先生に任せるだけではなく、この問題に対してどのように対処していくのかということを表示していただきたかったのです。現場の苦しんでいる先生方に対して、研修等の支援の仕組みや教育委員会としての姿勢を明らかにする必要がありますのではないかと思います。改めて確認させていただきたいと思えます。

子ども教育支援課長

基本的には、市町村教育委員会との定期的な会議の中でこのテーマを打ち出したということが、私どもの姿勢であると思っております。具体的には、研修やこうした協議の場を通じて、今後も継続的にこの問題に、教育委員会一体となって対処してまいりたいと考えております。

行田委員

この問題は簡単に解決できることではないと思いますが、現場主義で、徹底して現場を守るということで施策を進めていただきますよう強く要望させていただきます。

次に、県立相模原球場の相模原市への移譲について伺います。

先日の当常任委員会の資料でも相模原球場の改修工事が取り上げられており、我が会派としても、平成 18 年度にスコアボードの全面電光化等について要望してきたところですが、相模原市とは移譲について合意されているということで、この移譲について何点か伺いたいと思います。

相模原球場は建設されて 20 年以上が経過し、施設の老朽化が進んでいると聞いております。移譲に当たっては、改修工事の内容について、県と市で協議したと聞いておりますが、具体的な工事の内容について伺います。

スポーツ課長

相模原球場における改修工事の内容につきましては、相模原市からの要望を受けて調査を行い、県・市による協議を重ねて調整してまいりました。

内容の 1 点目として、スコアボードの全面電光化がございます。これは他の同規模の野球場の全面電光掲示板化が進んでいる中、相模原球場は建設当時のままで、選手名やチーム名が手書きとなっております。野球関係者をはじめとした使用者から多くの要望がございました。他の工事内容につきましては、観客席の床の張り替え、観客席の雨漏り防止等がございます。これらの工事に要する費用として、平成 20 年度当初予算に全体で 3 億円を計上させていただきました。

行田委員

球場では、例年ほぼ決まった時期にいろいろなイベントがあると思いますが、改修工事に当たっては、利用者の不便のないように配慮していただきたいと思います。

工事内容の利用者への周知や工事についてのスケジュールについてお尋ねしたいと思います。

スポーツ課長

改修工事のスケジュールにつきましては、工期として約半年程度を要すると考えており、芝生の養生のために例年使用を中止している 12 月末から 3 月初旬を中心に工事を行ってまいりたいと考えております。具体的には、平成 20 年 9 月に工事を始め、翌年 3 月には工事を完了させたいと考えております。なお、使用を中止する 9 月や 11 月といった工事期間でありましても、工事中の内野スタンドは使用できませんが、グラウンドは使用可能でございますので、利用者への影響を最小限度にとどめたいと考えております。

委員御指摘のとおり、早い時期から野球大会等が予定されており、利用者になるべく迷惑をお掛けしないよう、なるべく早く工事の内容についてお知らせする必要がありますと考え、昨年 12 月に、定期的に利用する方々にお集まりいただき、工事のスケジュール等についての説明会を開催し、御理解をいただいたところでございます。また、公共施

設の利用予約システムの画面にも工事の概要等を掲載し周知を図っております。

行田委員

移譲に当たっての、県、市それぞれのメリットやデメリットについて伺いたいと思います。

スポーツ課長

県といたしましては、スポーツ施設等の住民に身近な施設の整備は市町村が担い、広域的、専門的な施設は県が担うことが適当だと考えております。また、年間の運営経費、老朽化による改修工事、将来的な建替えなどの負担がなくなるというメリットがございます。

相模原市といたしましては、スポーツ振興上の環境整備の一環ということで、スポーツの拠点ゾーンとして淵野辺公園を位置付けており、市のスポーツ施設である銀河アリーナと合わせて総合的に配置されることで、相模原市民のスポーツ活動の活性化が図られ、また、スポーツ施設を有効に活用することによるシティセールスの面でも効果があると市から聞いております。

行田委員

移譲に当たって、改修工事の内容については市としっかり協議していただいていると思いますが、今後も引き続き細部についての調整を市と十分に行っていただきたいと思っております。また、移譲後は市の管理になるわけですが、現在の利用者以外の方々にも十分配慮がなされるよう市と調整していただき、県、市それぞれのメリットが生かされるよう要望します。